自己点検・評価委員会規程（短大）

（設置）

第１条　九州産業大学造形短期大学部（以下「短大」という。）の自己点検・評価を推進するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

⑴ 学長
⑵ 図書館長
⑶ 学科主任
⑷ 学生委員長及び教務委員長
⑸ 事務部長
⑹ 学長から指名された教職員若干名

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名するものとする。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会）

第４条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の要請があったときに開催する。

３　委員会は、委員の３分の２以上の出席によって成立する。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

（審議事項）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

⑴ 自己点検・評価項目及び実施体制等具体的な実施に関すること。
⑵ 自己点検・評価に関すること。
⑶ その他委員会が必要と認めること。

第６条　削除

第７条　削除

第８条　削除

（委員会の事務）

第９条　委員会の事務は、大学評価・ＩＲ室が行う。

２　専門委員会の事務は、専門委員会委員長が指名した者が行う。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、学長が教授会の意見を聴取した上で行う。

附　則

この規程は、平成４年６月26日から施行する。

附　則

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。